

I
防災・減災対策の
強化

九州総合通信局 重点施策集

2026

II
地域DXの
推進

III
情報通信環境
の整備



【目次】

全体テーマと3つの柱	P2
I 大規模災害(南海トラフ地震等)を見据えた防災・減災対策の強化	P3~P10
1 災害に強い通信・放送インフラの強靱化	
2 災害時における支援の強化	
II 地域DXの推進による活力ある地域社会の実現	P11~P22
II-1 豊かなくらしをめざすデジタルインフラ整備の促進	
1 AI社会を支えるデジタルインフラの整備	
2 電波の有効利用による地域課題の解決・地域活性化の促進	
II-2 誰もが安心して働き、暮らせるためのデジタル技術の利活用の推進	
1 地域課題を解決するためのデジタルインフラ活用の推進	
2 産学官の連携の推進	
II-3 国際競争力の強化	
1 海外展開の推進	
III 安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備	P23~P34
1 ICTリテラシー向上の推進等	
2 安心・安全なワイヤレス環境の確保	
3 放送の良好な受信環境の確保	
4 サイバーセキュリティ対策の推進	
資料 特定信書便事業の概要	P35
九州総合通信局の概要と主な相談窓口	

各ページの右上表示 凡例:

大項目・中項目・小項目-枝番号(重点施策)

DXで築く九州の安心・安全・未来

I 大規模災害（南海トラフ地震等）を見据えた防災・減災対策の強化

大規模災害（南海トラフ地震等）を見据え、災害時における通信・放送のインフラを確保するため、携帯電話基地局や放送ネットワークの強靱化を推進します。

また、災害の発生に備えて、情報伝達手段の多様化・多重化・高度化を推進するとともに、非常通信訓練の実施や関係機関との連携を強化します。

さらに、災害時においてはリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣などを通じて、通信の早期復旧に向けた支援を行います。

II 地域DXの推進による活力ある地域社会の実現

地域DXの推進を実現するために必要となる光ファイバ等のインフラ整備について、地域の特性に応じた整備を推進することにより、住民の利便性向上等を図るとともに、地域課題の解決に資するデジタル技術の利活用を推進し、活力ある地域社会の実現を目指します。

また、電波有効利用の一層の促進により地域課題の解決や地域の活性化を支援し、持続可能な地域社会を目指します。

そして、地方の個性を活かした地域DXを推進することにより、社会課題の解決や地域経済の活性化を図り、活力ある地域社会の実現を目指します。

III 安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備

青少年等のICTリテラシーの向上や消費者保護ルールの徹底を図ることにより、安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備を行います。

また、デジタル社会の基盤を支える安心・安全なワイヤレス利用環境の確保に取り組むほか、放送における良好な受信環境の確保のための支援や周知啓発を行います。

I 大規模災害(南海トラフ地震等)を見据えた防災・減災対策の強化

中項目

1 災害に強い通信・放送インフラの強靱化

災害発生時に被災状況や避難情報など、生命・財産の安全確保に不可欠な情報を広く提供できるインフラである通信及び放送について、重要な情報を確実に伝達できるようネットワークの強靱化と耐災害性強化を推進します。

通信においては、携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量蓄電池の設置や衛星回線による冗長化を進めます。また、放送においては、放送設備の被害状況をいち早く把握するとともに、設備等の復旧が迅速に行われるよう、各種支援制度の活用を提案し、被災した自治体等の早期復旧に向けた取組を支援します。

2 災害時における支援の強化

地方公共団体の災害対策本部等にリエゾン(災害対策現地情報連絡員)を派遣して、通信・放送の被災状況を把握し、早期復旧に向けた関係機関との連絡調整を行うとともに、情報伝達手段を臨時的に確保することができるよう、地方公共団体等に対して移動通信機器、臨時災害放送局用機器等の貸与を行います。

また、災害時の対応を円滑に実施するため、各県防災会議や電気通信事業者連絡会等の会合への参加、県や陸上自衛隊、電気通信事業者等との防災訓練を実施するとともに、災害時における非常通信体制を確保するため、非常通信訓練の実施等により、関係機関との連携を深め、平時から連絡・連携体制の維持・情報共有を図ります。

さらに、市町村から地域住民に対して避難指示や生活支援等に関する情報が確実に伝達できるよう、デジタル防災行政無線をはじめ、複数の情報伝達システムの整備を促進します。

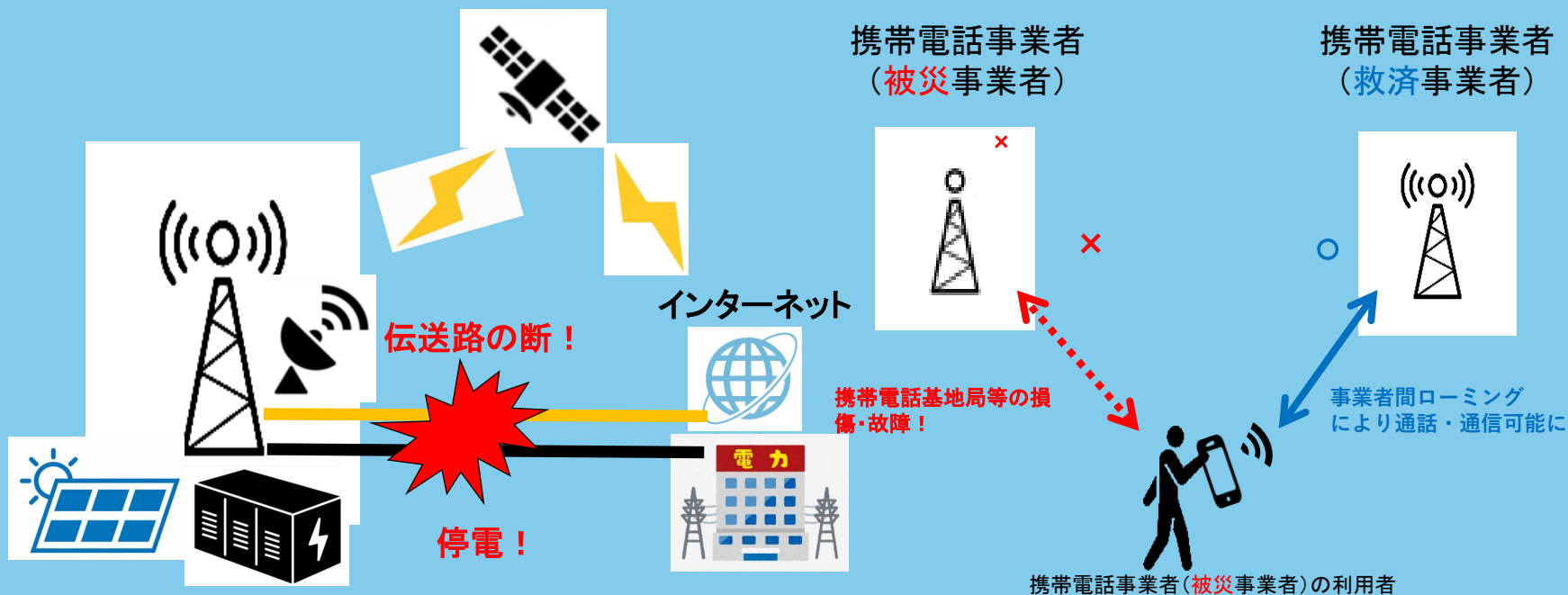


携帯電話基地局の機能維持のための強靱化支援

大規模災害時において、停電や伝送路の断線に伴う携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池及びソーラーパネル等の設置や衛星回線による冗長化等を進めるとともに、他事業者網への切替えを可能とする事業者間ローミングによる重層的な強靱化対策を推進します。

携帯電話基地局の強靱化のイメージ

非常時における事業者間 ローミング



【担当:陸上課 096-326-7857】

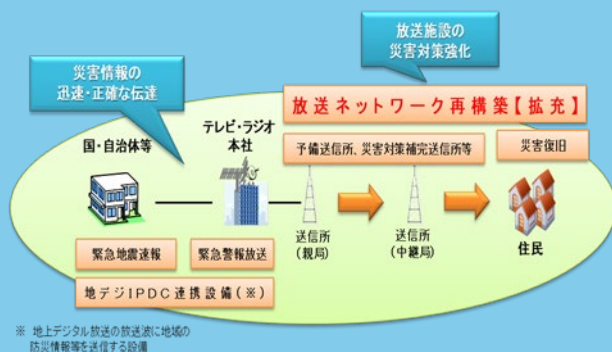


放送ネットワーク(地上波・ケーブルテレビ)の強靱化・耐災害性強化

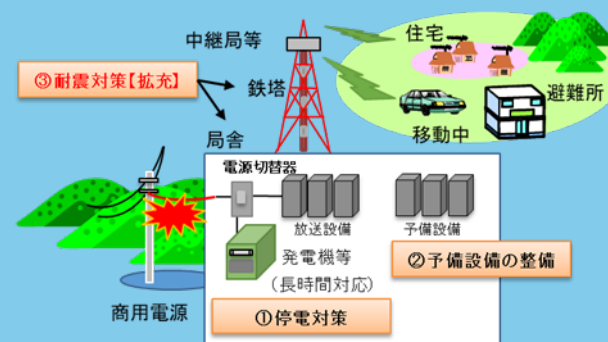
被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、大規模災害時において放送が継続出来るよう、地上波テレビ、ラジオ放送ネットワークの耐災害性強化を推進するとともに、災害発生後の早期復旧を支援します。

放送ネットワーク整備支援事業

(1)-1 地上基幹放送ネットワーク整備等



(1)-2 地上基幹放送の耐災害性強化



【事業主体】 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間の地上基幹放送事業者等

【補助対象】 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、**放送ネットワーク再構築【拡充】**、緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、地デジIPDC防災連携設備)

【補助率】 地方公共団体等:1/2、民間放送事業者等:1/3
放送ネットワーク再構築事業において条件不利地域(離島除く)は2/3、離島は3/4【拡充】

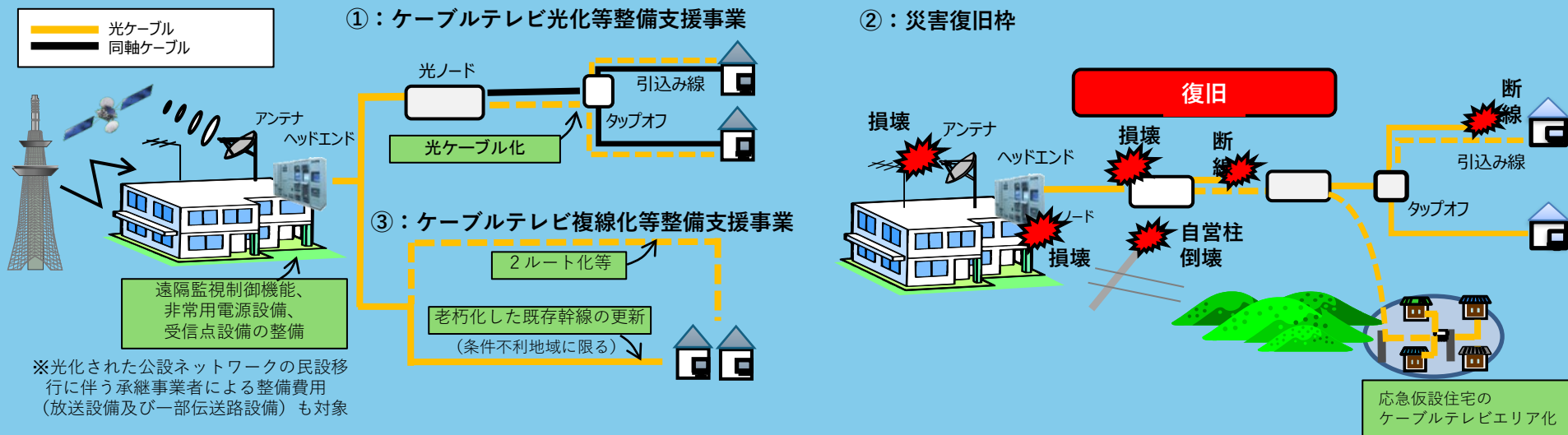
【事業主体】 地方公共団体、民放の地上基幹放送事業者等

【補助対象】 ①停電対策(放送設備、発電機等)
②予備設備の整備(予備設備等)
③耐震対策(耐震工事費のほか、**耐震診断費【拡充】**、**補強設計費【拡充】**)

【補助率】 地方自治体:1/2等、
地上基幹放送事業者等:1/3等
耐震対策において、**耐震診断費:1/2、南海トラフ地震による大規模被害想定地域(九州管内は、大分県、宮崎県)の工事:2/3【拡充】**

放送ネットワーク(地上波・ケーブルテレビ)の強靱化・耐災害性強化

近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助します。



ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

(①ケーブルテレビ光化等整備支援事業、②災害復旧枠、③ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)

- (事業主体) ①③市町村、第三セクター、承継事業者(※)又はこれらの連携主体
※市町村、第三セクター又はこれらの連携主体から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- (補助率) ①②業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあつては、条件不利地域に限る
- ①③(1)市町村及び市町村の連携主体:1/2 (2)第三セクター及び第三セクターの連携主体:1/3 (3)承継事業者及び承継事業者の連携主体:1/3
市町村又は市町村の連携主体の承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は2/3【拡充】
第三セクター、第三セクターの連携主体による整備又はこれらの承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は1/2【拡充】
- (補助対象経費) ①(1)財政力指数0.5超の自治体は1/3
②: 1/2(公共土木施設災害復旧事業査定方針に準じる災害の場合)、2/3(離島又は激甚災害に指定された災害の場合)【拡充】
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
- ②激甚災害に指定された災害に係る復旧の場合は仮設住宅のケーブルテレビエリア化も対象【拡充】 ③受信点設備の単独整備も対象【拡充】



リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣及び災害対策用機材の貸与

地方公共団体の災害対策本部等にリエゾン(災害対策現地情報連絡員)を派遣して、通信・放送の被災状況を把握し、早期復旧に向けた関係機関との連絡調整を行います。

また、情報伝達手段を臨時的に確保することができるよう、地方公共団体等に対して移動通信機器、臨時災害放送局用機器等の貸与を行います。

《リエゾン派遣による支援》

- ・関係行政機関や事業者等との連絡調整
- ・被災した地方公共団体への技術的助言
- ・移動通信機器等の貸与の手配
- ・臨時災害放送局の開設支援 など



《移動通信機器の貸与》



《衛星インターネット機器の貸与》



《可搬型発電機等の貸与》



可搬型発動発電機



ポータブル電源



可搬型電池システム

《臨時災害放送局用機器の貸与》



住民等に災害関連情報を伝えるためにラジオ放送を行おうとする地方公共団体に対して、臨時災害放送局用機器を貸与するとともに、放送局の開設を支援します。

災害に備えた関係機関との連絡・連携体制の維持・情報共有

災害時の対応を円滑に実施するために、平時から電気通信事業者・地方公共団体・自衛隊等の防災関係機関との情報共有・意見交換や防災訓練等を実施して、連携強化を図ります。

《災害時を想定した連携訓練》



陸上自衛隊・通信事業者との共同訓練の様様

《九州電気通信事業者連絡会の開催》

総務本省が設置する「大規模災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」の地方連絡会として年2回程度、定期的に行われています。

当局及び九州管内においてサービス提供を行う指定公共機関等の主な電気通信事業者で、災害対応等にかかる情報共有・意見交換を実施しています。



九州電気通信事業者連絡会の様様



県総合防災訓練(図上訓練)の様様



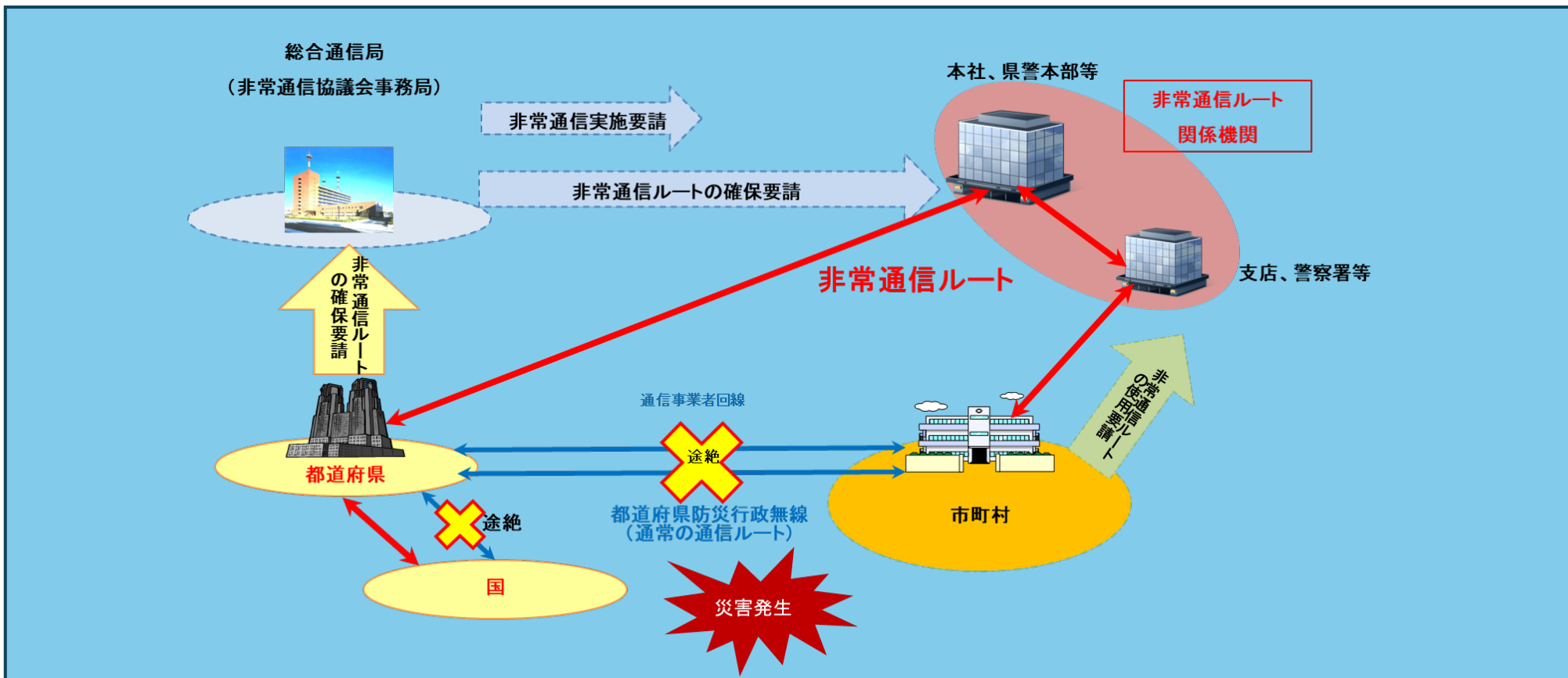
県総合防災訓練における放送機器・移動通信機器等の展示

【担当: 防災対策推進室 096-326-7334、電気通信事業課 096-326-7821】



災害時の情報伝達手段の確保と整備促進

災害時における人命救助・災害救護等に必要な通信を確保するための非常通信ルートを策定するとともに、発災時に備え、非常通信ルートによる非常通信訓練を年間を通じて実施します。

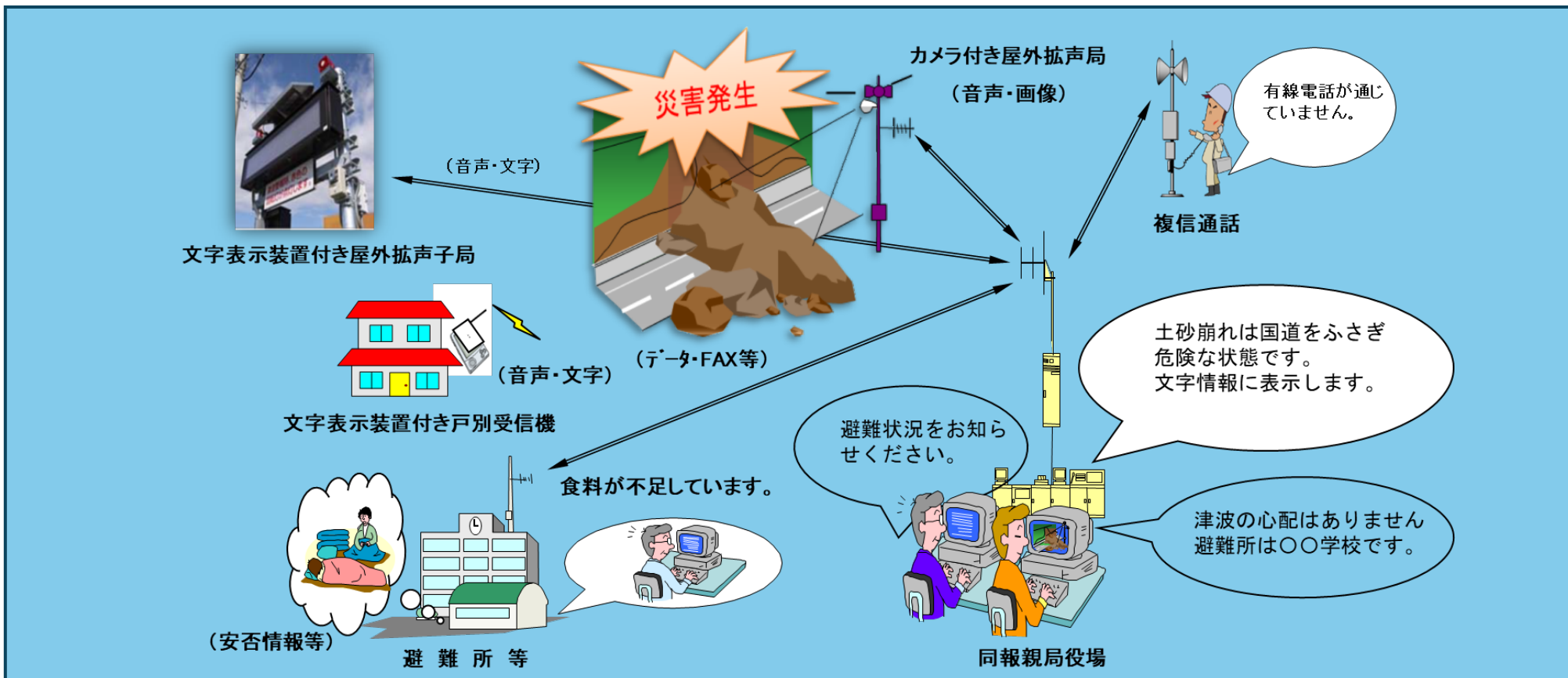


【担当:陸上課 096-326-7857】



災害時の情報伝達手段の確保と整備促進

デジタル防災行政無線をはじめ、発災時の情報伝達に有効な無線通信システムの整備を促進します。



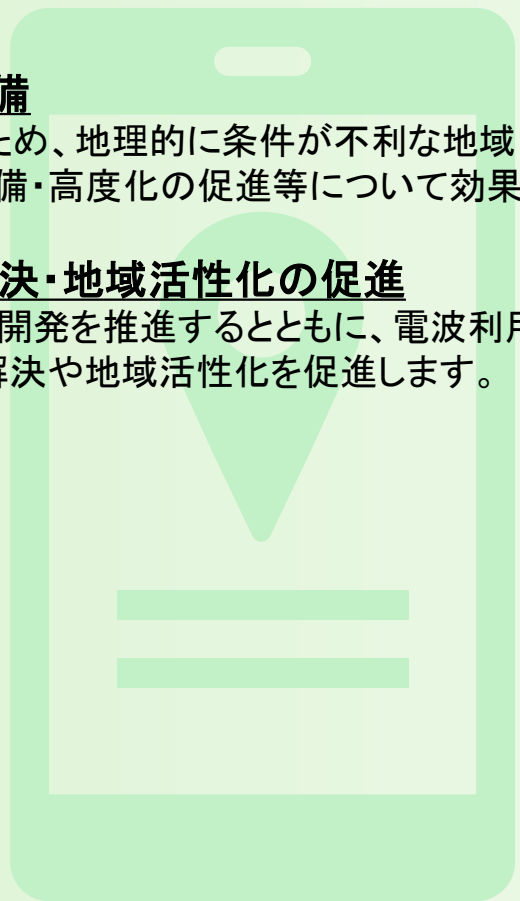
【担当:陸上課 096-326-7857】

**中項目****1 AI社会を支えるデジタルインフラの整備**

AI社会を支えるデジタルインフラの整備のため、地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)や遮へい空間において、光ファイバの整備や5G基地局の整備・高度化の促進等について効果的・効率的な支援を行います。

2 電波の有効利用による地域課題の解決・地域活性化の促進

電波の有効利用のための提案公募型研究開発を推進するとともに、電波利用システムの利用拡大に資する特定実験試験局等特例制度の活用を通じて、地域課題の解決や地域活性化を促進します。



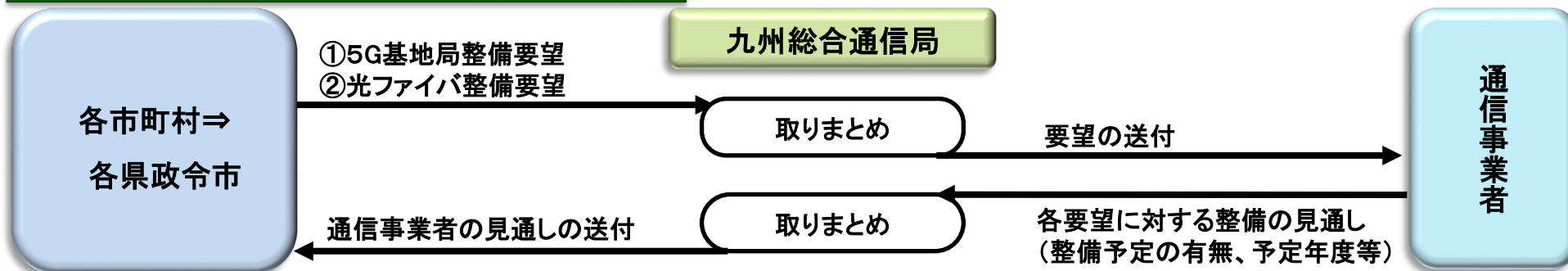
地域協議会を通じた地方公共団体等とのインフラ整備の連携促進

地域協議会において地方公共団体の要望やニーズを把握するとともに、通信事業者や社会実装関係者等の間で地域におけるインフラ整備とデジタル実装のマッチングを推進します。

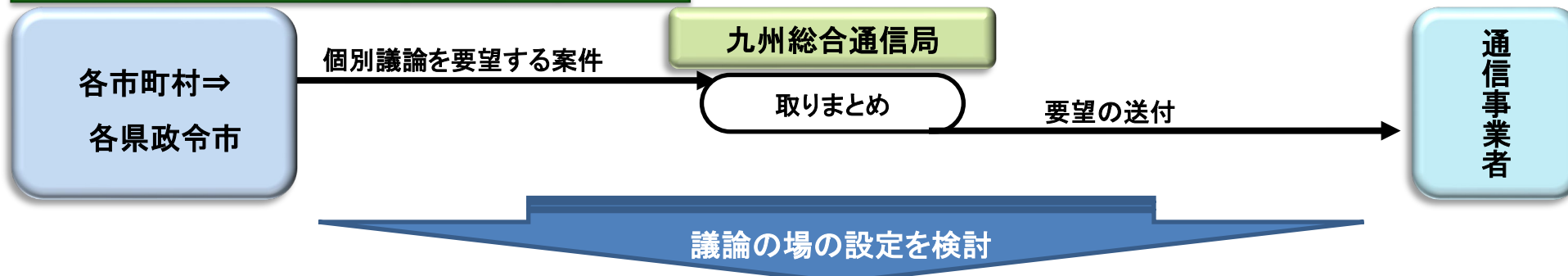
【地域協議会を通じた取組】

○ 九州デジタル推進ワーキング(座長:尾家祐二 九州工業大学名誉教授)のもとに地域協議会を設置(令和4年5月30日:事務局は(一社)九州テレコム振興センター)。

(1)アンケート調査によるマッチング【フェーズⅠ】



(2)個別議論によるマッチング【フェーズⅡ】



県、市町村、通信事業者、九州総合通信局による個別議論の実施

【担当:情報通信振興課 096-326-7825】

5G等のインフラ整備促進及びローカル5Gの整備支援

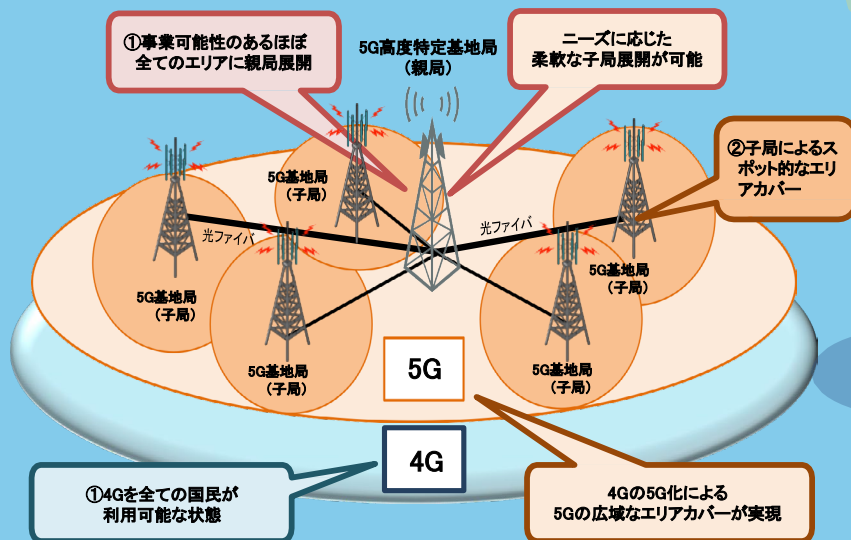
無線通信事業者やインフラシェアリング事業者による5G基地局の整備や高度化を促進し、管内における5Gのサービスエリアを速やかに拡大するため、積極的に支援を行います。

また、地域の企業や自治体等が個別のニーズに応じた地域の課題を解決するため、限られたエリアでのローカル5Gの整備計画に対し、円滑に導入できるよう支援します。

5G整備のイメージ

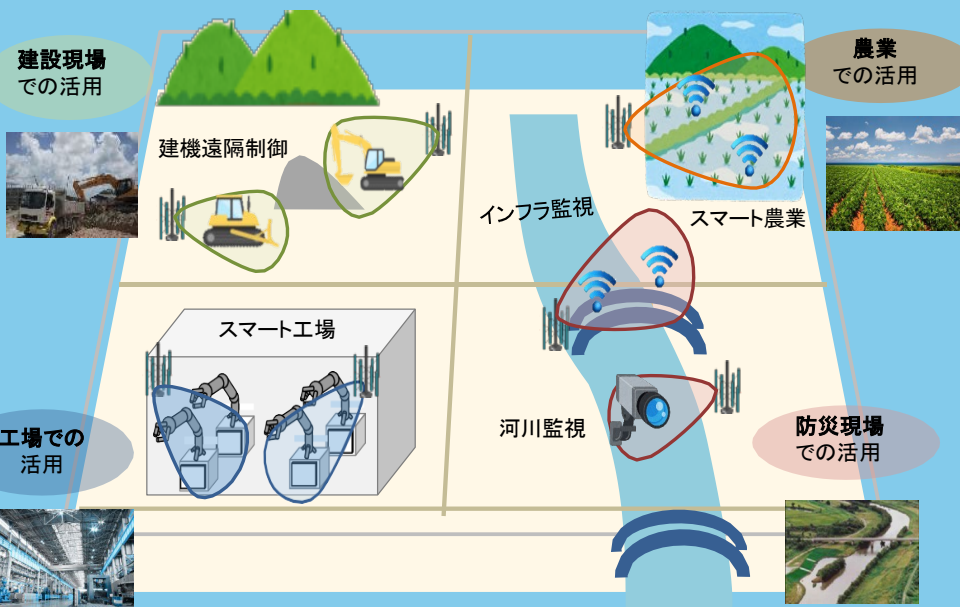
2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指す

- ① 5G基盤【4G、5G親局】を全国整備
 - ② 子局を地方展開し、エリアカバーを全国で拡大
- ※5G人口カバー率 全国98.4% (2024年度末)



ローカル5Gの活用例

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用



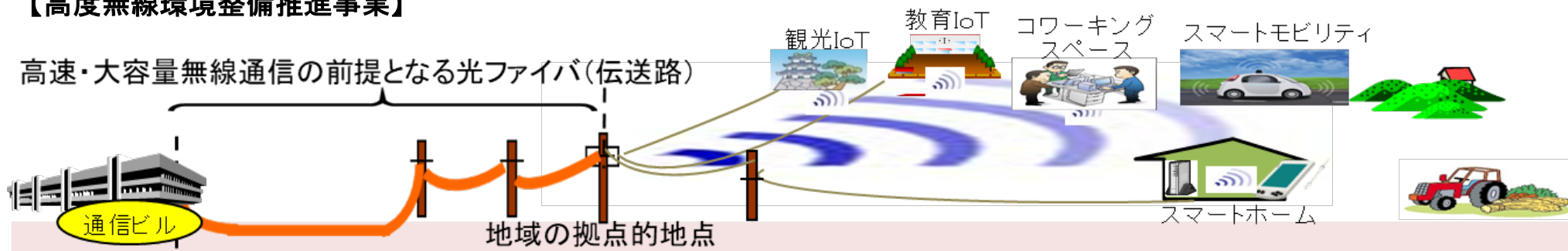
条件不利地域における光ファイバの整備等の促進

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助します。

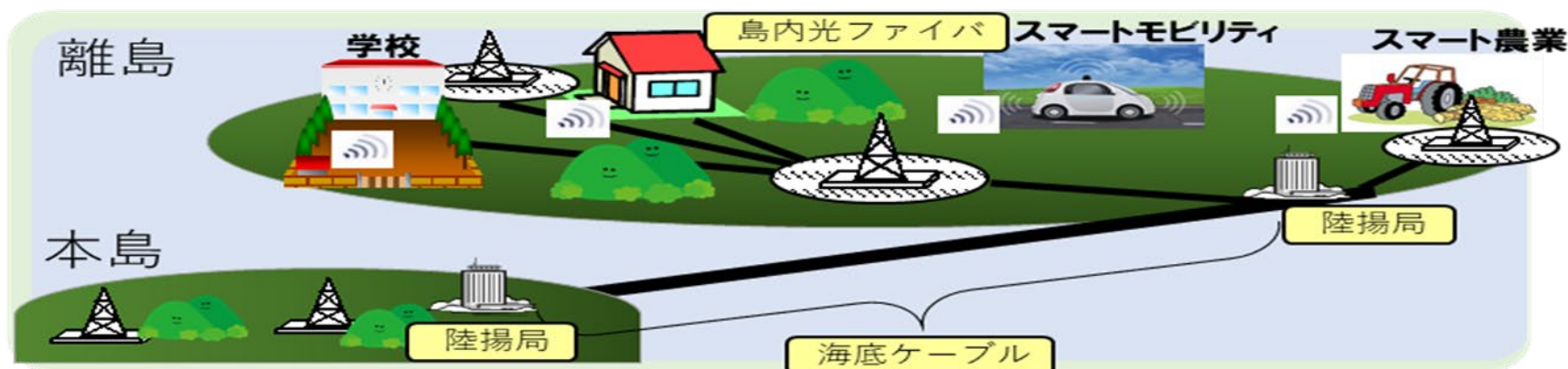
また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助します。

【高度無線環境整備推進事業】

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



【離島伝送用専用線維持管理事業】



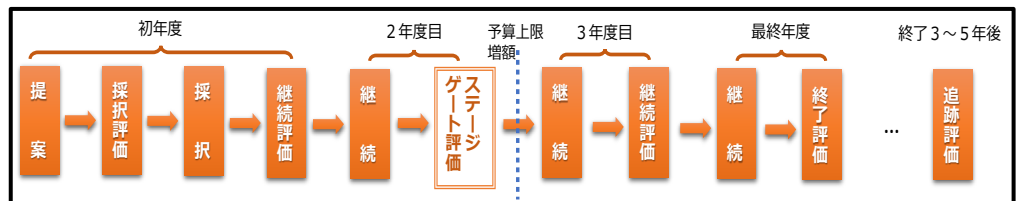
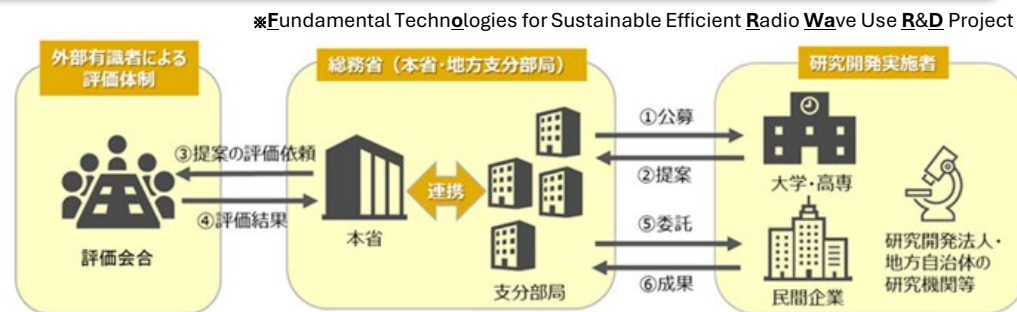
【担当：電気通信事業課 096-326-7821、情報通信振興課 096-326-7825】

電波利用技術の研究開発の推進・支援

電波の有効利用を今後も持続可能なものとするための基盤となる技術の研究開発を行うとともに、日本各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズに対応するために必要となる電波有効利用技術の研究開発を行うことを目的として、各総合通信局で研究課題を公募します。また、電波利活用の促進に向けて、「特定実験試験局制度」や「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」の周知・啓発を行います。

持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD※)の推進

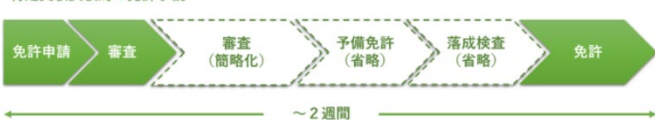
公募対象課題	<ul style="list-style-type: none"> 電波有効利用基盤技術部門 電波の有効利用を今後も持続可能なものとするための基盤となる技術の研究開発を行う課題 地域電波有効利用促進技術部門（全国共通／地方独自） 日本各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズに対応するために必要となる電波有効利用技術の研究開発を行う課題
応募要件	日本国内の大学、高専、民間企業、研究開発法人、地方自治体に属する研究機関等
実施期間及び研究経費	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間：最長4年度（1～4年度の間で提案者が設定可） 研究開発経費：1年度目及び2年度目：最大1,300万円／年度 3年度目及び4年度目：最大3,900万円／年度
評価体制	<ul style="list-style-type: none"> プログラムディレクター・プログラムオフィサーを配置し、採択課題や予算配分額の決定、制度の運用や改善・見直し等について意見を聴取 提案課題の採択・継続・終了時には、外部有識者による評価委員会において評価を実施




特定実験試験局制度

特定実験試験局は、総務大臣が公示する周波数、使用地域や使用期間等の範囲内であることなど、一定の条件の下で実験試験局を開設することで、免許手続や事後手続が簡略化される制度です。

特定実験試験局の免許手続



技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

Wi-FiやBluetoothなどの無線機器を使うには、原則、技適マーク  が必要です。

ただし、短期間の実験等のみを目的とする場合は、手続(届出)を行うことで使用できる制度です。

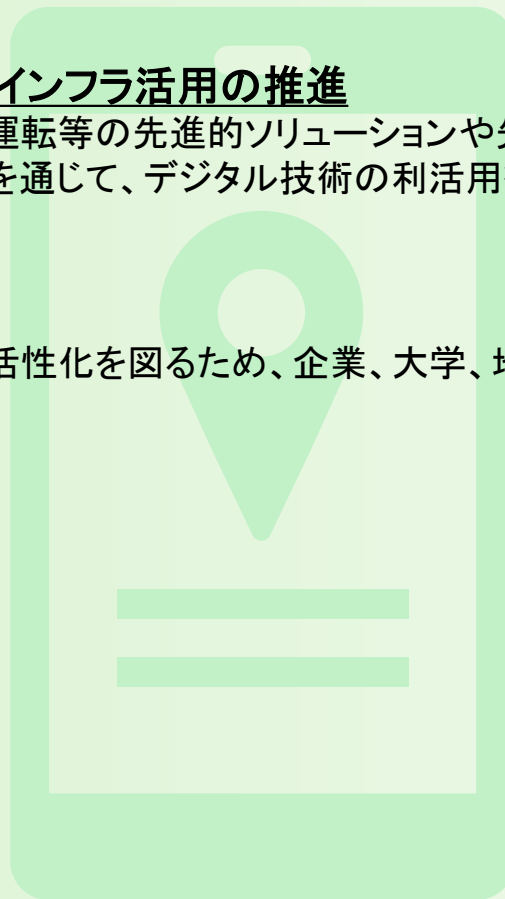


**中項目****1 地域課題を解決するためのデジタルインフラ活用の推進**

デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル技術の利活用を推進することにより、活力ある地域社会の実現を目指します。

2 産学官の連携の推進

ICTを利活用した社会課題の解決や地域活性化を図るため、企業、大学、地方公共団体及び他省庁との連携を推進します。



地域課題解決に向けた地域社会DX推進パッケージ事業の推進

地域社会DXを加速させ、強い地方経済の実現などにも貢献するため、①デジタル人材/体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援(実証)、③地域のデジタル基盤の整備支援(補助)により総合的に支援します。

好事例の創出・実用化

③ 地域のデジタル基盤の整備支援 (補助)

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援 (実証)

先進的通信システム活用タイプ

衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ

地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材 / 体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

ICTスタートアップ創出のための人材発掘・支援

「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」により、起業又は事業拡大を目指すICT分野のスタートアップ等に対する研究開発費支援や、事業化に向けた伴走支援を通じて、スタートアップの創出・育成を促進します。

総務省及びNICTが実施する「全国アクセラレータ・プログラム」の成果発表機会となる「起業家甲子園・起業家万博」の九州地区大会の開催を支援し、次世代ICT人材の発掘・育成に取り組みます。

【スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業】

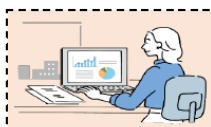
フェーズ 1 (PoC・F/S)	フェーズ 2 (実用化開発)	フェーズ 3 (事業化準備等)	出口市場 (公共調達等)
最大300万円 (最大500万円(※))	最大2,000万円 (最大3,000万円(※))	民間資金支援	自律的な 事業運営へ

芽出しの研究開発から事業化まで一気通貫での伴走支援

(※) オープンイノベーション等の実施時



<社会実装サポート>



<知財活用サポート>



<イベント参加サポート>



<事務処理サポート>



<協業に関するサポート>

<フェーズ1>

起業や事業化を目指す個人等の研究開発を支援

<フェーズ2>

事業の確立、拡大を目指す個人等の研究開発を支援

【全国アクセラレータプログラム】

NICTでは



「NICTアクセラレータ・プログラム」として、通年での起業家支援を行っています。

<令和7年度九州地区連携大会>

イベント名	対象	主催等	開催時期・会場等
九州・山口ベンチャーマーケット2025	万博	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会	令和7年10月21日 ONE FUKUOKA BLDG.6F
Startup Go!Go!	甲子園 万博	(一社) Startup Go!Go!	令和7年10月10日 ONE FUKUOKA CONFERENCE HALL
第11回崇城大学ビジネスプランコンテスト	甲子園	崇城大学、熊本県	令和7年12月13日 崇城大学 SoLAホール
第25回九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト	甲子園	九州・大学発ベンチャー・ ビジネスプランコンテスト 実行委員会	令和7年11月8日 ももち浜SRPホール

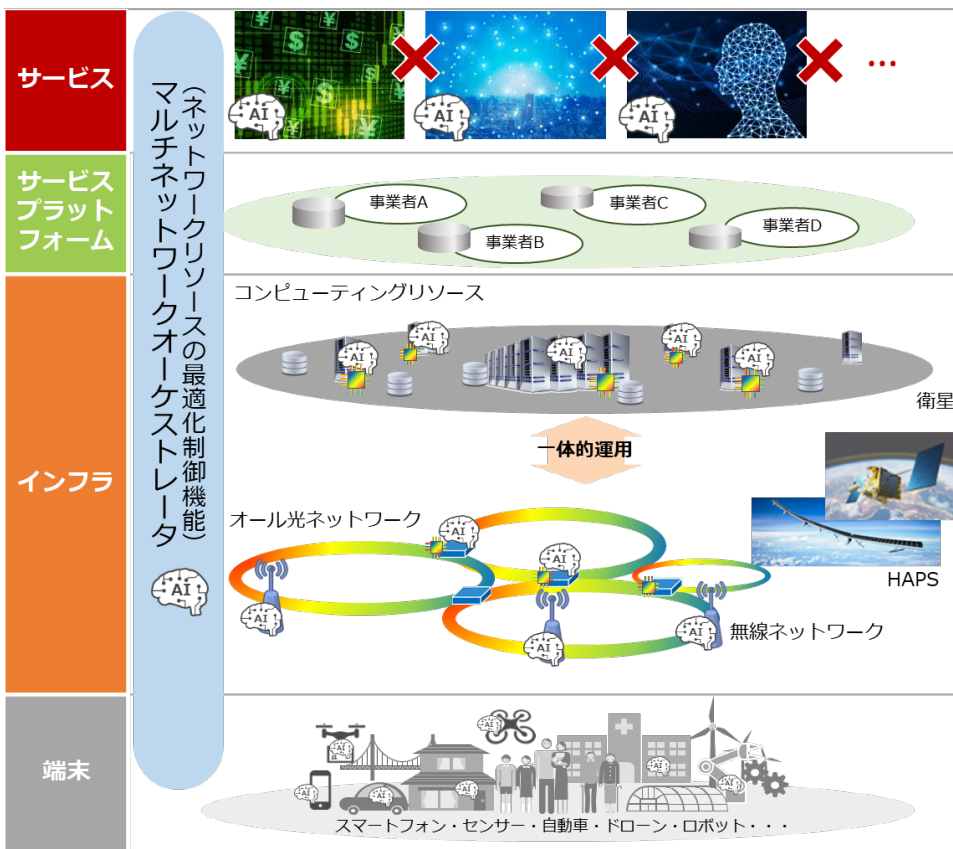
【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】

Beyond5G等ICT研究開発の支援

「革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業」の各種プログラムをはじめ、「宇宙戦略基金事業」を活用した宇宙分野における情報通信技術の研究開発・利用促進などの支援施策を管内大学・企業等の研究者へ情報発信し、助言及び各種支援を行います。

【革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業】

＜Beyond 5Gの全体像＞



＜事業の概要＞

Beyond 5Gの実現に求められる性能・技術の確立や社会動向・国内外の情勢を踏まえ、以下のプログラムに基づき、革新的な情報通信技術に係る研究開発等を推進。

- ① 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラム
- ② 要素技術・シーズ創出型プログラム
- ③ 電波有効利用研究開発プログラム
- ④ 国際標準化活動支援

＜事業のスキーム＞



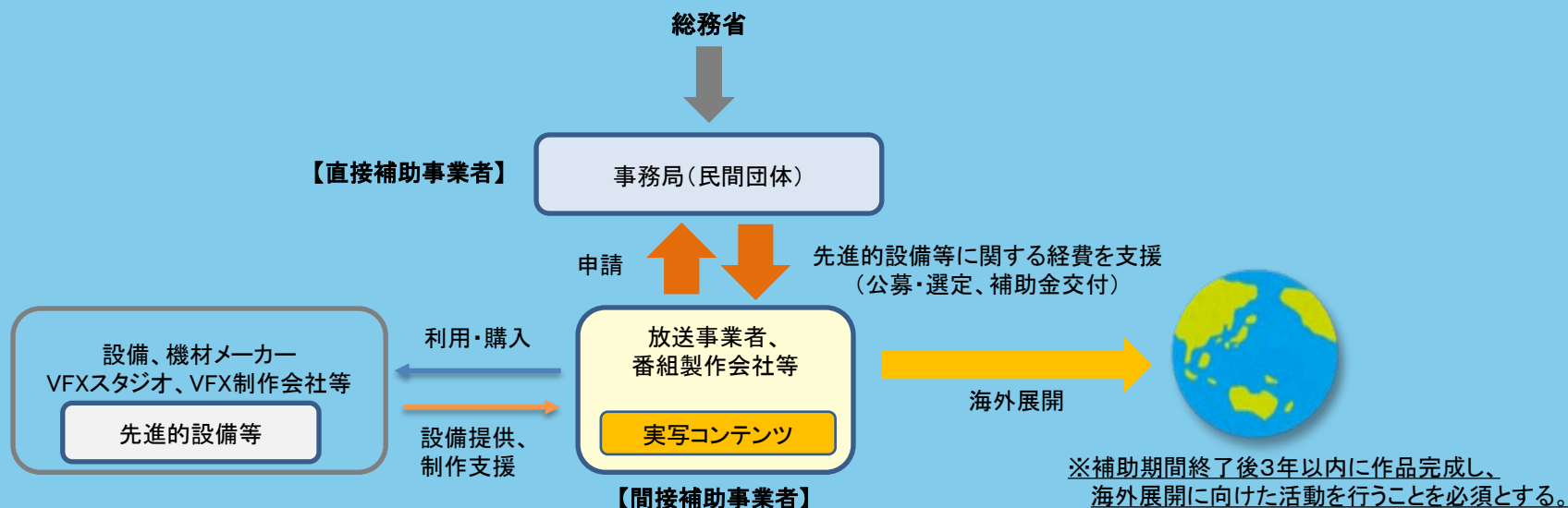
**中項目****1 海外展開の推進**

地域の魅力を海外に伝える放送コンテンツ発信の取組を支援するほか、ICT事業者やスタートアップに対して、海外展開の支援を行います。



先進的設備等を活用した放送コンテンツ制作促進

高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する者(放送事業者・番組製作会社など)に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作における①先進的設備等の取得又は使用に要する経費及び②先進的設備等を活用する制作に要する経費を支援を行い、4K、VFX(視覚効果技術)、3DCG、AI技術等の先進的なコンテンツ制作技術の活用を促し、世界水準の実写コンテンツの創出に繋げることで、我が国の放送コンテンツの更なる海外流通を推進します。



- 【事業主体】** 当該実写コンテンツの著作権を有し、制作費を負担する国内の放送事業者、番組製作会社等(外国法人の日本支社は除く)
- 【補助コンテンツ】** 海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ(対象外:アニメ、映画、MV、CM、プロモーション映像、成人向け、YouTubeなど)
- 【補助対象】** ①先進的設備の利用・導入に係る経費、②先進的設備等を用いたコンテンツ制作経費(対象外経費あり)
- 【補助率】** 1/2(上限額あり)

【担当:放送課 096-326-7871、有線放送課 096-326-7876、情報通信連携推進課 096-326-7314】

デジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等の発掘・支援

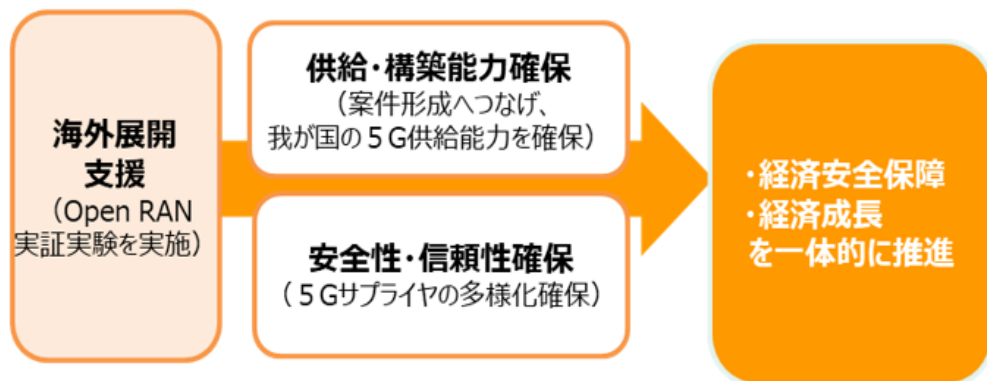
九州各県の自治体や商工団体等と連携してデジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者やスタートアップのニーズを把握し、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」のローカル・スタートアップ枠により海外展開の支援を行います。

【安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業】

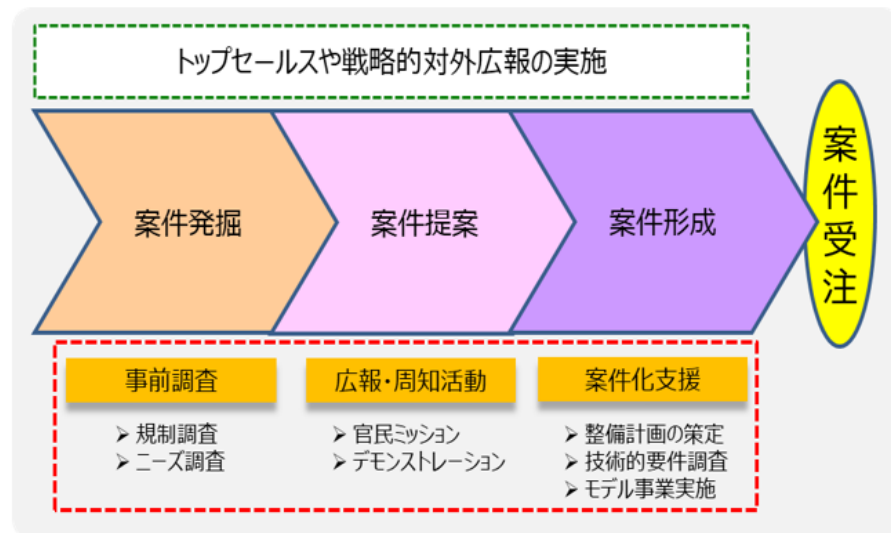
デジタル技術を活用しグローバルな社会的課題を解決するとともに、経済安全保障の確保に資するとの観点から特に重要なシステム・サービスの海外展開について、調査事業・実証事業等の支援を実施。

<施策の目的>

(例) オープンRANの海外展開



<海外展開フロー>



【ローカル・スタートアップ枠】

海外展開支援事業に「ローカル・スタートアップ枠」を設け、東京都以外に所在地を置く中小企業の取組に加え、スタートアップの取組も対象とすることで、幅広い企業の海外展開を後押し。

Ⅲ 安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備



中項目

1 ICTリテラシー向上の推進等

インターネットやスマートフォン、SNSの普及など、電気通信サービスが多様化・高度化する中、青少年のICTリテラシーの低さによるトラブルや、高齢者の契約を巡るトラブルなど様々な問題が発生しています。

これらの諸問題に対応するために、電気通信事業者、自治体、消費生活センター、学校等の関係機関と連携して、誰もが安心・安全にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組みます。

2 安心・安全なワイヤレス環境の確保

重要無線通信への混信、妨害を迅速に排除するとともに、不法無線局の撲滅に向け、捜査機関との共同取締りに取り組みます。特に、管内への国内外要人等の来訪等には、重要無線通信の確保に向け、電波監視体制を強化して取り組みます。

また、電波の適正な利用や電波法令の遵守に関する周知・啓発を実施します。

3 放送の良好な受信環境の確保

様々な要因によりテレビやラジオの放送が受信できない場合に、個別の難視聴相談や放送事業者等が講じる根本的な対策について、放送事業者や関係団体と連携して取り組むことで良好な受信環境の確保に努めます。

また、山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助します。

辺地共聴施設に関する相談支援窓口を設置し、施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施します。併せて、辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民、自治体等に対して、補助金申請に関する支援に加え技術的支援も行い、共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

4 サイバーセキュリティ対策の推進

地域SECURITYの強化支援を通じてサイバーセキュリティの意識向上を図るため、関係機関と連携しつつ、各地域でサイバーセキュリティセミナーやサイバーインシデント演習を開催するとともに、NICTが実施している、国の機関、指定法人、独立行政法人、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防御演習(CYDER)について受講勧奨するなど、企業・地方公共団体等におけるサイバーセキュリティ人材育成の取組を推進します。



安心・安全な電気通信サービスの利用環境の確保



誰もが安心・安全に電気通信サービスを利用できるよう、九州電気通信消費者支援連絡会の開催等により電気通信事業者、消費生活センター等との情報共有や連携強化に努めます。また、電気通信事業法による消費者保護ルールの徹底を図ることにより電気通信サービスの利用者を支援します。さらに、販売代理店を対象とした届出制度を通じて、業務の適正性の確保を図ります。

【九州電気通信消費者支援連絡会の開催】

消費生活センター、電気通信事業者及び当局が一堂に会し、電気通信サービスにおける消費者支援のあり方等について意見交換を行うため、年2回ハイブリッド等により開催しています。

会議の場においては、電気通信事業分野に係る最新の消費者保護に関する取組について情報提供を行うほか、消費生活センターに寄せられた相談事例について確認するなど、活発な意見交換を実施しています。

【販売代理店届出制度の導入】

電気通信事業においては、利用者利益の保護を図るため、利用者に最も身近な窓口である販売代理店を対象として、業務を開始する前に事前の届出義務を課しています。

令和4年4月から販売代理店電子届出システムを開設しており、本システムを利用し、販売代理店の届出や定期報告をインターネット上で電子的に行うことが可能となっております。

令和6年度末現在、九州管内の届出事業者数は約20,000者です。

【苦情や相談への対応】

電気通信サービスに関する苦情相談内容については、契約先を他社と誤認させる内容や固定電話が使用できなくなるという虚偽の情報を伝える内容等の勧誘時における苦情相談のほか、解約トラブルに関する苦情相談が多い状況です。

電気通信サービスに係るトラブル、不安な思い、「どうすればいいの？」などこのハンドブックをご覧いただいても不明な点がありましたら・・・

お近くの親戚の通信販売等、または総務省電気通信消費者相談センターへ！

ご相談はお電話で受け付けています。

受付時間【平日】 13:00～17:00
※総務省電気通信消費者相談センターのみ平日9:30～19:00まで受付。

1 北九州地区 011-709-3956 011-709-3956 011-709-3956 011-709-3956	2 福岡地区 022-221-0632 022-221-0632 022-221-0632 022-221-0632	3 東九州地区 03-6238-1935 03-6238-1935 03-6238-1935 03-6238-1935	4 福岡地区 026-234-9952 026-234-9952 026-234-9952 026-234-9952
5 北九州地区 076-233-4429 076-233-4429 076-233-4429 076-233-4429	6 福岡地区 052-971-9133 052-971-9133 052-971-9133 052-971-9133	7 東九州地区 06-6942-8519 06-6942-8519 06-6942-8519 06-6942-8519	8 福岡地区 082-222-3376 082-222-3376 082-222-3376 082-222-3376
9 北九州地区 089-936-5042 089-936-5042 089-936-5042 089-936-5042	10 九州地区 096-326-7821 096-326-7821 096-326-7821 096-326-7821	11 中九州地区 098-865-2302 098-865-2302 098-865-2302 098-865-2302	12 九州地区 03-5233-5900 03-5233-5900 03-5233-5900 03-5233-5900

Webフォームによる情報提供も受け付けています！
電気通信サービスに係るトラブルについて、情報提供してください。

総務省 消費者相談センター

2025年度 総務省

電気通信サービスQ&A(2025年度版)

【担当：電気通信事業課 096-326-7821】



青少年のICTリテラシー向上の推進

青少年がインターネットに接する機会が増加したことに伴い、ネット依存の問題や、不適切な投稿、SNSを利用した犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。このため、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう「e-ネットキャラバン」の実施や県教育委員会等との連携強化を通じて、ICTリテラシーの啓発活動等を推進します。

【e-ネットキャラバンの推進】

総務省では、青少年のインターネットリテラシー向上の取組の一つとして「e-ネットキャラバン(安心・安全なICT(インターネット)の利活用を学ぶ無料啓発講座)」を推進しています。子どもに迫るネット上の危険の実態や特徴等について、専門の講師が分かりやすく小中高生に説明します。

※講座のお申し込みは、e-ネットキャラバン公式ウェブサイト
で随時受付を行っています。

(一財)マルチメディア振興センター(e-ネットキャラバン事務局)
<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

【地域における連携体制による啓発活動等】

＜春のあんしんネット・新学期一斉行動＞
各県、警察、学校、地域団体等と連携し、中学校の入学説明会等において保護者や生徒へインターネットリテラシーにかかる啓発活動を実施しています。

＜高校生ICTカンファレンス＞
令和7年度は「中高生が考える世代を超えたICTやAIの活用と課題解決の提案～偽・誤情報等のリスクを見極め、安全で豊かな情報社会を築くために～」をテーマに各地域の実施団体と当局等の共催により、福岡県、長崎県、大分県の3県で開催しました。

【情報通信の安心安全な利用のための標語】

子どもたちの情報モラルやICTリテラシー向上、児童生徒が学び考えるためのきっかけづくり、更には、情報通信利用者が情報通信を安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティに関する意識や知識の醸成を図ることを目的として、平成20年度から実施しています。

令和7年度の受賞作品

●九州総合通信局長賞
長崎県立島原高等学校
「その写真 こうかいする前 確認を」

～時代(年代)にあわせた内容へリニューアル～
無料
この年の最新情報についてICTリテラシー講座をぜひご覧ください。
※ネットキャラバンでは、インターネットを安心・安全に利用するために提供する安心講座を、様々な場面で実施しています。
～児童・生徒に「よりわかりやすい形へ」～
※児童・生徒参加型(対話型)講座へ
※動画を用いた実践的・わかりやすい教材へ
※「2つの顔」から「年々増えるネット上」へ
※現在多く起こっているネット問題を反映
※児童・生徒向けのVOD教材は学習成果活用
講座開催3.2万回超 延べ541万人受講
申し込み方法は講座をご覧ください
最新書・文庫科学書が充実しています

つくろう!守ろう!安心できる情報社会
DIGITAL POSITIVE ACTION

【e-ネットキャラバン パンフレット】

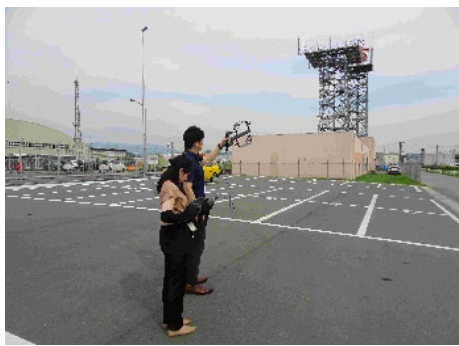
【DIGITAL POSITIVE ACTION】



重要無線通信妨害への迅速な対応

船舶、航空、消防、警察、防災行政、放送、携帯電話などの人命や財産の保護、治安の維持のための通信の確保は重要であり、それら重要無線通信に対する混信、妨害の迅速かつ的確な排除に向けて最優先で取り組みます。

また、秋に予定されている天皇皇后両陛下による熊本県への行幸啓、さらに年度内に予定されている情報収集衛星(IGS)の打上げにおいては、重要無線通信妨害に備え電波監視体制を強化(重要無線通信妨害対策実施本部を設置)し、発生した場合は迅速に排除します。



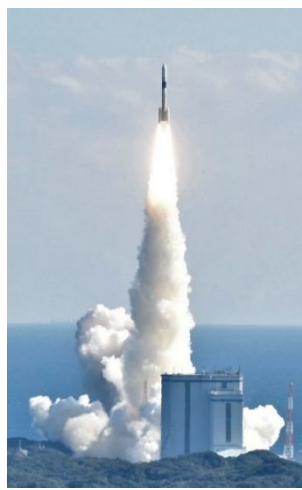
《重要無線通信妨害に備えた電波監視の様子》



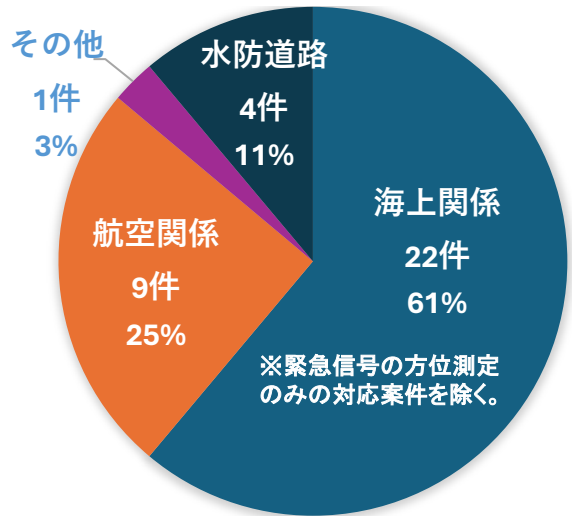
《航空無線への混信排除の様子》



《テレメータへの混信排除の様子》



【情報収集衛星打上げ特別監視】

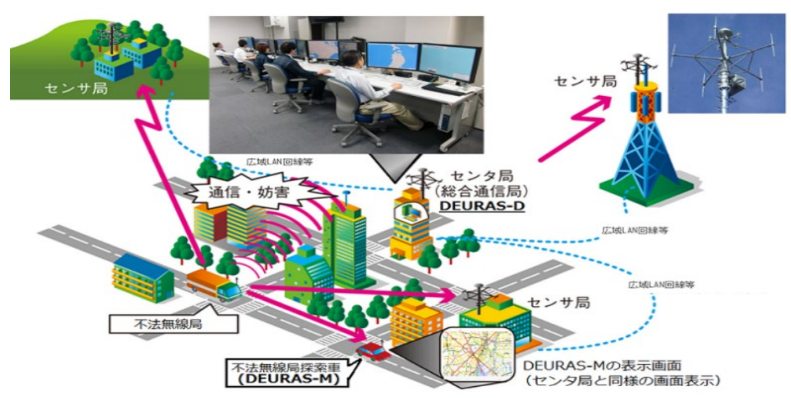


《令和7年度重要無線通信妨害対応件数》

令和8年1月31日現在

《電波監視システム(DEURAS)》

全国の主要都市周辺の鉄塔やビルの屋上等に設置しているセンサ局と各総合通信局のセンタ局とを広域LAN回線等で接続無線通信に対して混信、妨害を与える不法無線局等を監視



【担当: 監視調査課 096-312-8261】



良好な電波利用環境の実現

警察、消防・防災行政無線など人命、財産に関わる重要な無線への混信のほか、テレビ・ラジオへの受信障害、携帯電話への通話を妨害し、暮らしに悪影響を及ぼす不法無線局について、捜査機関等と連携し撲滅に向けた対策を行います。

また、外国規格の無線機や微弱無線機器の基準を逸脱する機器等が通信販売やインターネット等で販売されるケースが増えていることから、電波法の技術基準に適合しない機器(技術基準不適合設備)について、使用の未然防止のための周知啓発を行うとともに、使用が確認された際は排除に向けた取組を行います。

捜査機関との連携・協力

捜査機関(警察署や海上保安部(署))と連携・協力して、車両や船舶に設置された不法無線局に対する共同取締りを実施します。

さらに、捜査機関が独自に実施した取締りにおいて摘発した無線機器の鑑定を行うとともに、電波法令等の説明会実施を通じ、その活動を支援します。



車両設置の不法無線局の実例



海上保安庁との共同取締り

《捜査機関との共同取締り》



《電波法令等の説明会》



《無線機器の鑑定作業》

技術基準不適合設備

外国規格の無線機(FRS・GMRS等)の使用リスクに対応するため、外国規格の無線機からの電波の発射状況について調査・探査を行うとともに、それらを使用しないよう注意喚起や指導等を行います。

また、技術基準不適合設備の流通防止に向け、無線機販売店等におけるそれらの販売状況を調査し、使用を未然に防止するための周知・啓発を行うとともに、流通が確認された場合には、電波法の基準に適合するか否かの確認及び排除に向けた強い措置(要請、勧告、命令等)を行います。



トランシーバ



ワイヤレスマイク



ワイヤレスカメラ

《微弱無線機器の基準を逸脱する機器の実例》



FRS



GMRS

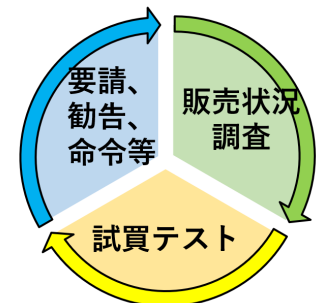


FRS/GMRS共用



GMRS

《外国規格の無線機(イメージ)》



《技術基準不適合設備の流通対策》

【担当:監視調査課 096-312-8261】



良好な電波利用環境の実現

電波はデジタル社会の基盤として広く利用されており、その適正利用を推進するために周知・啓発用ポスターの掲示、デジタルサイネージ広告等や電波適正利用推進員の活動を通じて、電波利用に関する正しい知識の普及活動を実施します。加えて、医療機関における適正な電波利用の促進及び電波の安全性に関する周知・啓発活動にも積極的に取り組みます。

電波の適正利用のための周知・啓発

電波を適正に利用するためには、電波法令の遵守が不可欠であり、電波の利用には原則免許が必要です。また、技適マークの確認は、無線機器が技術基準に適合していることを保証するために重要です。これらの電波利用ルールを広く周知するため、ポスターの掲示、デジタルサイネージ広告、中吊り広告及びインターネット広告等を実施します。加えて、電波の知識を有する地域のボランティア「電波適正利用推進員」による、学校等での電波教室の開催や地域イベントでのリーフレットの配布等を通じて、電波利用ルールの理解促進を図ります。

医療機関における適正な電波利用の促進

医療現場では、医用テレメータや業務用モバイル端末などの電波利用機器が広く利用されていますが、電波管理が十分でないことに起因する通信障害などのトラブルも報告されています。この課題に対応するため「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」と連携して医療関係者に向けた説明会を開催し、さらに医療機関に専門家を派遣するハンズオン支援を実施します。これらの取り組みを通じて、医療機関における安心で安全な電波利用環境の構築を促進します。



《ポスター》



《デジタルサイネージ広告》



《熊本市電 中吊り広告》



《電波適正利用推進員による活動》



《説明会の模様》



《ハンズオン支援の模様》

電波の安全性に関する周知・啓発

電波の健康への影響に関する不安や疑問を解消し、電波の安全性に関する正しい知識と理解を深めるため、科学的知見に基づいた周知・啓発活動を行います。具体的には、経済産業省と共催する「電磁波の健康影響に関する講演会」等を通じて行います。



《電波の安全性に関するパンフレット》

【担当：電波利用環境課 096-312-8251】



テレビ・ラジオの受信障害防止の周知啓発及び受信障害相談対応

テレビ・ラジオ放送の良好な受信環境の確保等を目的に、「九州受信環境クリーン協議会」とともに、例年10月1日から31日までを「受信環境クリーン月間」として受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。その一環として、中学生を対象とした「受信環境クリーン図案コンクール」や受信相談会等の周知啓発活動を通して受信障害の防止を推進します。

また、受信相談窓口を設置し、改善策のアドバイスや、必要に応じて受信状況の現地調査を行い、難視聴解消に取り組みます。

受信環境クリーン図案コンクール

毎年、全国の中学生を対象として図案コンクールを開催しており、令和7年度(第58回)は、全国177校から1,203点の応募があり、総務大臣賞などの入賞作品が選ばれました。入賞作品は、ポスター、各種広告等に活用されています。

なお九州管内では、34校から302点の応募がありました。



日本民間放送連盟会長賞作品(九州)



受信環境クリーンフェアでの展示(熊本市)

受信障害の相談事例

良好な放送受信環境の確保のため、視聴者からの相談に対応しています。



テレビ放送送信所



テレビ受信設備

【担当:放送課 096-326-7871】

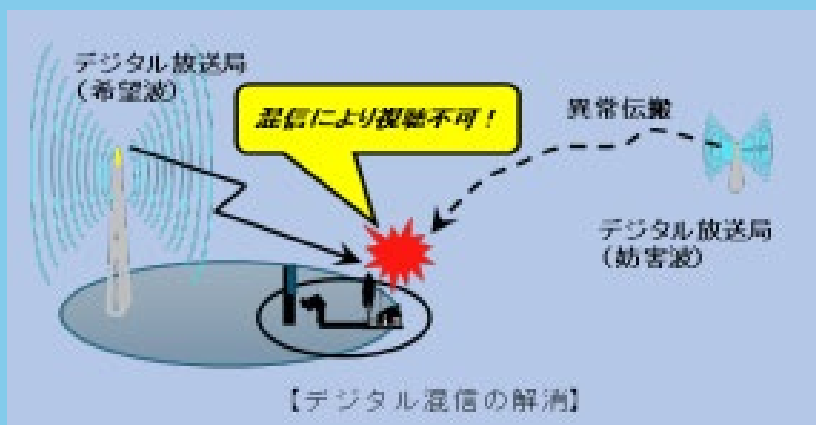


難視聴解消のための中継局整備等や辺地共聴施設の高度化の支援

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、地上デジタル放送の受信障害、民放ラジオ放送の難聴を解消いたします。

放送ネットワーク整備支援事業

(1) 地上デジタル放送の受信環境整備



【事業主体】

地方公共団体、地上基幹放送事業者等、民間団体等

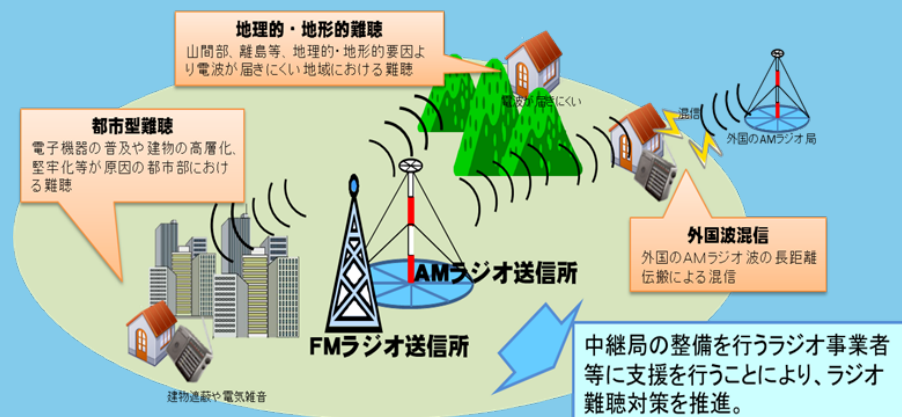
【補助対象】

送受信設備、送受信アンテナ等の設置及び改修等、受信者施設の改修

【補助率】

放送局施設等の設置: 1/2(※)、放送局施設の改修: 2/3(※)
受信者施設の改修: 定額、高性能アンテナ等: 2/3等、
地デジチューナー支援等: 定額 (※外国波混信は定額)

(2) 民放ラジオの難聴解消



【事業主体】

地方公共団体、民間ラジオ放送事業者等

【補助対象】

難聴対策としての中継局整備

【補助率】

地理的・地形的難聴、外国波混信: 2/3、
都市型難聴: 1/2



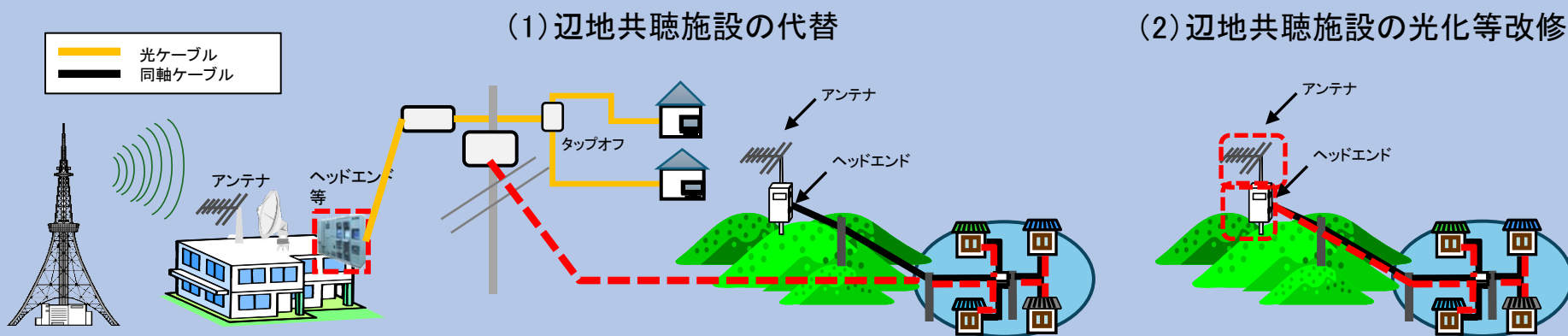
難視聴解消のための中継局整備等や辺地共聴施設の高度化の支援



山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の 高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やブロードバンド等による代替に要する事業費の一部を補助します。

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

((1) 辺地共聴施設聴高度化代替事業、(2) 辺地共聴施設聴高度化改修事業)



【事業主体】

- (1) 市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
- (2) 市町村、市町村の連携主体

【補助率】

- (1) 辺地共聴施設の代替 : 2/3
- (2) 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2

【補助対象経費(下図の赤点線部分)】

- アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル 等
- ※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域の共聴施設に限る。
- ※辺地共聴施設(同軸ケーブル)の光化を伴うケーブルテレビ(IPマルチキャスト方式によるものを含む。)による代替に必要な伝送路設備等を含む。
- ※代替については、既設施設の撤去費用を含む。



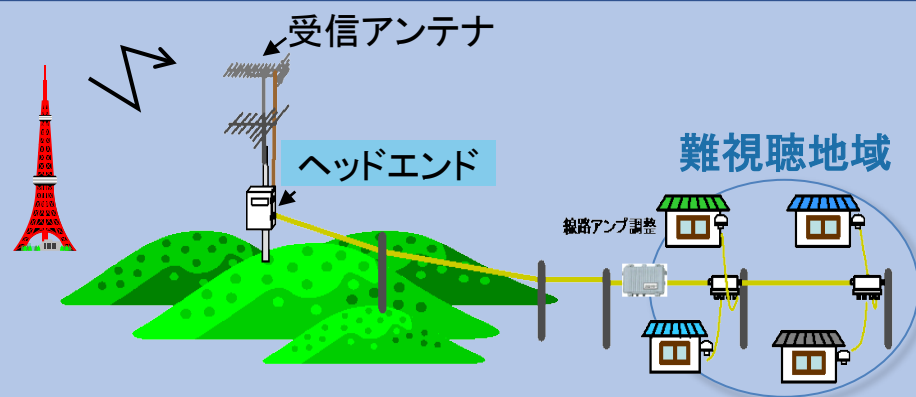
難視聴解消のための中継局整備等や辺地共聴施設の高度化の支援

辺地共聴施設の老朽化や高齢化等による組合員減少に伴う施設の維持等の課題に対応すべく、相談支援窓口を設置し、施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施します。

また、辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民、自治体等に対しては、関係者との合意形成の進め方や補助金申請に関する支援に加え、技術的知見が必要となる現地調査や図面作成等を含む技術的支援も行い、共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

【スキーム】

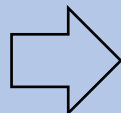
- 事業主体 : 民間法人等
- 支援対象 : 相談窓口の拠点整備及び運営費等
- 業務形態 : 請負



<支援体制のイメージ>

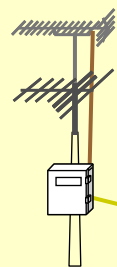
メール・電話等での相談対応

- ・ 施設の老朽化や今後の維持管理等に関する相談に対し、専門家が助言



現地訪問・調査

- ・ 必要に応じて現地に訪問し、施設状況等の調査や補助金申請に向けた図面作成等の支援を実施



技術的支援



サイバーセキュリティに係る普及啓発



地域SECURITYの強化支援を通じてサイバーセキュリティの意識向上を図るため、関係機関と連携しつつ、各地域でサイバーセキュリティセミナーやサイバーインシデント演習を開催します。

地域に根付いたセキュリティコミュニティ



開催

- サイバーセキュリティセミナー
- サイバーインシデント演習

くまもと サイバーセキュリティセミナー 2026

参加形式 集合開催（定員100名程度）

開催場所 熊本城ホール A3
（熊本県本町中央区堀町3番40号）

対象 中小企業等の経営者・セキュリティ/システム従事者・一般従業員、中小企業支援機関従事者 など

共催 九州総合通信局、九州経済産業局、熊本県、熊本県警察、情報処理推進機構、九州経済連合会、九州商工会議所連合会、テレコムサービス協会九州支部、熊本県工業連合会、熊本県情報サービス産業協会、熊本県サイバーセキュリティ推進協議会

参加無料
2.10 火
14:00~17:00
（受付開始13:30）

プログラム

基調講演 我が国をめぐるサイバー情勢（予定）
講師：国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）主任研究員 伊東寛氏

講演1 サイバー犯罪情勢
講師：熊本県警察本部

講演2 ランサムウェア被害事例1
講師：株式会社ティムス 生産部製造課システム主任 佐藤達弥氏

講演3 ランサムウェア被害事例2
講師：株式会社レイメイ藤井 取締役熊本本店長 鬼塚雄二氏

講演4 総務省におけるサイバーセキュリティ施策（予定）
講師：総務省 サイバーセキュリティ統括官付参事官付企画官 神谷征彦

講演5 経済産業省におけるサプライチェーンサイバーセキュリティ強化に向けた支援施策（予定）
講師：経済産業省 商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 武尾伸隆氏

お申込みお問合せ
下記URLまたはQRコードを
読み込みお申し込みください。
申込期間：2月5日（水）13:59
<https://info.iaa.go.jp/form/ub/application/semi-reg18>

（お問い合わせ）
総務省九州総合通信局
サイバーセキュリティ室 担当：清水
☎ 096-326-7848
security-kyushu@soumu.go.jp

【個人情報保護方針】 ご提供いただいた個人情報等は、事務局及び共催者が、本セミナーの運営にのみ使用し、事務局においてその保護に万全を期すとともに、ご本人の同意なしに事務局及び共催者へ提供以外の第三者に開示、提供することはありません。

サイバーインシデント演習 in 福岡

セキュリティのインシデント対応を
体験しませんか？

参加費無料

講演 昨今のインシデント事例と対応の流れを学ぼう

実機演習 意図しない情報漏洩がどう起きるのかを学ぼう

机上演習 ディスカッションをしながらインシデント対応のサイクルを学ぼう

2025年 10月28日（火）
13:00~17:00

JR博多シティ会議室
A+B+C+D
（福岡県福岡市博多区博多駅前1-1 JR HAKATA
CITY 10階 / JR博多駅 直結）

川口 洋氏
株式会社川口設計
代表取締役

共催 総務省九州総合通信局
経済産業省九州経済産業局
一般社団法人九州経済連合会
九州商工会議所連合会
一般社団法人テレコムサービス協会九州支部

詳しくは以下で確認
サイバーインシデント演習in福岡

【担当：サイバーセキュリティ室 096-326-7848】



サイバーセキュリティ人材の育成

NICTが実施している、国の機関、指定法人、独立行政法人、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防御演習(CYDER)について参加拡大に取り組みます。

実践的サイバー防御演習のイメージ

▶ 受講者は、チーム単位で演習に参加。組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機の操作を伴って、外部のセキュリティ事業者の支援を受けることを前提としてサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験。

演習の流れ

事前学習
(オンライン)

- ・ オンラインで事前学習
- ・ 最新のサイバー攻撃事案紹介
- ・ 攻撃に利用されるツールや技術の紹介
- ・ 演習で利用するネットワーク管理ツールや解析ツール等の説明

講義

- ・ オンライン事前学習の振り返り
- ・ サイバー攻撃対処の一連の流れの学習

演習

- ・ 異常の検知、職員への注意喚起
- ・ 不審なファイル解析、現状把握
- ・ 状況のエスカレーション
- ・ 内部感染の端末、原因の調査
- ・ 情報漏洩報告
- これら一連の作業を実機を用いて演習

振り返り

- ・ 演習の振り返り、実機による作業確認
- ・ 管理する際のポイントやベストプラクティス紹介
- ・ 演習で学んだ結果や自組織へのフィードバックについてグループ発表

CYDER演習風景：Aコース



【担当:サイバーセキュリティ室 096-326-7848】

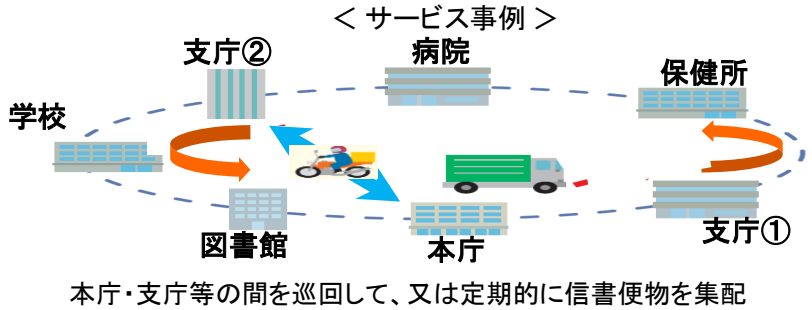
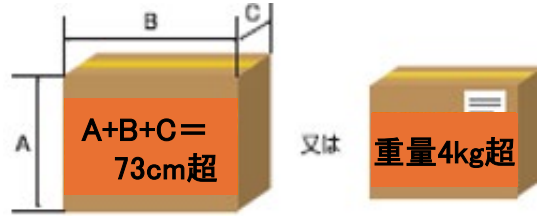
【資料】特定信書便事業の概要

特定信書便事業は、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書(※)(信書と同封される信書以外のものを含む)を配達する事業で、総務大臣の許可が必要です。

※信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書のことです。

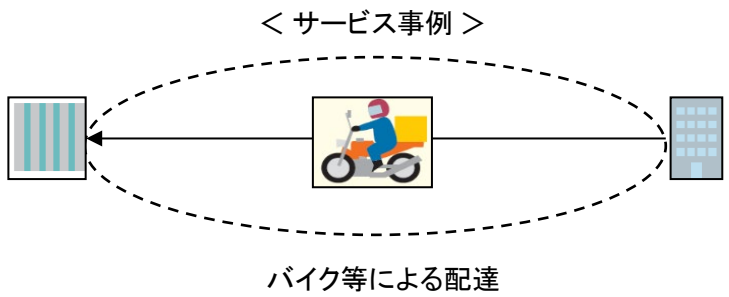
【1号役務(大型信書便役務)】

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達



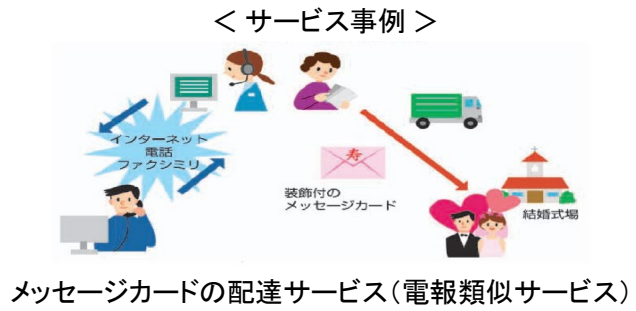
【2号役務(3時間役務)】

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達



【3号役務(高付加価値役務)】

1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達



【担当: 信書便監理室 096-326-7847】

九州総合通信局の概要

九州総合通信局は、情報通信行政を所掌する総務省の地方支分部局として、以下のような業務を担っています。

九州総合通信局長



主な相談窓口

◇情報公開に関する事	096-326-7328	総務部 企画課
◇電波利用料の納付(債権管理及び徴収)に関する事	096-326-7805	総務部 財務課
◇信書便事業に関する事	096-326-7847	信書便監理室
◇電気通信サービスに関する事(電話、インターネットのトラブル等)	096-326-7862	情報通信部 電気通信事業課
◇産学官の連携施策の推進に関する事	096-326-7316	情報通信部 情報通信連携推進課
◇地域情報化に関する事	096-326-7827	情報通信部 情報通信振興課
◇テレビ・ラジオの受信障害に関する事	096-326-7873	受信障害対策官
◇地上テレビ・ラジオ放送に関する事	096-326-7874	放送部 放送課
◇ケーブルテレビに関する事	096-326-7878	放送部 有線放送課
◇無線従事者に関する事	096-326-7846	無線通信部 航空海上課
◇電波伝搬障害防止制度に関する事(高層建築物を建築予定の方等)	096-326-7859	無線通信部 陸上課
◇アマチュア無線局に関する事	096-326-7865	無線通信部 陸上課
◇電子機器又は人体に対する電磁波の影響等に関する事	096-312-8255	電波監理部 電波利用環境課
◇無線局への混信・障害に関する事	096-312-8262	電波監理部 監視調査課
◇不法無線局の情報に関する事	096-312-8276	電波監理部 監視調査課
◇防災、減災に関する事	096-326-7334	防災対策推進室
◇サイバーセキュリティに関する事	096-326-7848	サイバーセキュリティ室
◇総合通信相談所(情報通信行政全般)	096-326-7819	総合通信相談所

総務省 九州総合通信局
〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1

《問い合わせ先》
九州総合通信局 総務部 企画課
TEL: 096-326-7852
E-mail: q-seisaku@soumu.go.jp
ホームページ: <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/index.html>



本施策集は九州総合通信局ホームページに公開しています。 URL: <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/data/publication.html>